

東京都公安委員会告示第10号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除する者を対象とする審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成18年1月12日

東京都公安委員会

委員長 大 西 勝 也

記

1 審査の実施期日及び時間

平成18年2月13日（月曜日）から当分の間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで

2 審査の実施場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁生活安全部生活安全総務課

3 審査対象者

(1) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する警備業務の種別に係る検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であって、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前(1)に掲げる者を除く。）

4 審査の実施種別

(1) 空港保安警備業務に係る1級検定の審査

旧規則第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級検定の審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級検定の審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級検定の審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級検定の審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

- (6) 交通誘導警備業務に係る2級検定の審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級検定の審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級検定の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

- (9) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定の審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

- (10) 貴重品運搬警備業務に係る2級検定の審査

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

5 申請書の提出先

規則附則第10条に規定する申請書の提出は、次のいずれかの警察署を経由して行うものとする。

- (1) 東京都内の住所地を管轄する警察署
- (2) 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を交付した警察署

6 申請書類

- (1) 審査申請書 1通
- (2) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1葉
- (3) 旧合格証の写し
- (4) 前記3の審査対象者に該当することを疎明する次の書面
 - ア 前記3の(1)に該当する者は、当該旧検定に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）
 - イ 前記3の(2)に該当する者は、当該旧検定に係る指定講習に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「指定講習講師従事証明書」という。）ただし、前記3の(1)又は(2)に該当する者で、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記3の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書に代えて提出すること。
- (5) 前記5の申請書の提出先に該当することを疎明する次の書面
 - ア 前記5の(1)に該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他住所地が明らかとなる書面
 - イ 前記5の(2)に該当する者は、警備員として属する東京都内の営業所の所在地を疎明する

営業所所属証明書

ただし、前記5の(1)及び(2)に該当する者は、いずれかを疎明する書面とする。

ウ 審査手数料 なし

7 問い合わせ先

警視庁生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線7865-3382